

平成27年3月27日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成26年9月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、平成27年3月31日までの取扱いとすることを示していたところであるが、同年4月1日以降の取扱いは、下記のとおりとするので、貴管下の関係団体、現に特例措置を利用している保険医療機関等に周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。

また、今後、特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関等への資料提出依頼、訪問調査等を行うことを予定しており、詳細については追って連絡することとしているので、その際には別途対応をよろしくお願いいたします。

なお、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成26年9月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は平成27年3月31日限り廃止する。

記

- 1 東日本大震災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、被災の影響により施設基準等を満たせなくなった場合の利用を原則とするものである。

よって、地方厚生（支）局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響によるものであると認められない場合、特例措置を利用すれば新たな施設基準等を満たすことができる場合又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができている場合においては、届出を認めないものとする。

2 福島県の保険医療機関においては、特例措置を利用する場合、現に利用している特例措置については平成 27 年 4 月 30 日までに、平成 27 年 4 月 1 日以降に利用を開始する特例措置については速やかに、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」(以下「届出様式」という。)により地方厚生(支)局に届出を行い、当該届出が認められた場合は、平成 27 年 9 月 30 日まで、特例措置を利用することができる。

福島県以外の都道府県の保険医療機関においては、現に利用している特例措置についてのみ継続の届出を行うことができる。特例措置を利用する場合、平成 27 年 4 月 30 日までに、届出様式により地方厚生(支)局に届出を行い、当該届出が認められた場合は、平成 27 年 9 月 30 日まで、当該特例措置の利用を継続することができる。

ただし、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には別途対応を検討することとしており、被災者や被災医療機関等の状況に変化があった場合は、その旨を地方厚生(支)局に申し出ること。

なお、届出にあたって届出様式とは別に提出が必要な資料については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要」(別添)に記載しているので、それに沿って対応すること。

3 「東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 2 条第 7 号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件」(平成 26 年厚生労働省告示第 379 号)で示した 180 日を超える入院を選定療養の対象としないこととする特例については、平成 27 年 3 月 31 日までの取扱いとなっていたが、平成 27 年 9 月 30 日までの取扱いにすることを別途告示する。

4 上記の取扱いについては、東日本大震災による被災に伴う医療提供体制の状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746